

北海道告示第10987号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和5年7月6日

北海道知事 鈴木 直道

市町村名 都市計画の種類

札幌市 高度利用地区